

昭和43年

むろらん  
市政だより

11月号

No. 212



## インフルエンザを 予防しましょう!!

また、カゼのシーズンです。カゼからまも  
り強いからだをつくるため、つぎのことを励  
行しましょう。

インフルエンザを予防するには

- 予防接種を受ける
- からだの抵抗力をつける
- ウガイを励行する
- 感染の機会が多い人ごみをさける

○ 衣服のコントロールを手まめに行なう

インフルエンザにかかったら

- 肺炎の併発を防ぐため医師の診察を受ける
- 熱のある間は絶対にフロに入らないこと
- 病菌をまき散らさないよう必ずマスクをする

(予防接種を受ける園児たち)

知っておこう

# 宅地の法律いろいろ

## ○農地は許可を受けてから宅地へ

- ◇ 最近、宅地の造成がさかんに行なわれておりますが、また、災害も目立って多くなっております。安全な宅地づくりをすすめるため宅地の法律についてお知らせします。

## 〈宅地造成等規制法〉（ガケ崩れ防止法）

この法律は、宅地造成に伴うガケ崩れや土砂の流出を防止するため、次の場合に適用されます。

- 切土によって高さ二メートルをこえるガケができるもの。
- 盛土によって高さ一メートルをこえるガケができるもの。
- 切土と盛土を同時に行なう場合で高さが二メートルをこえるもの。

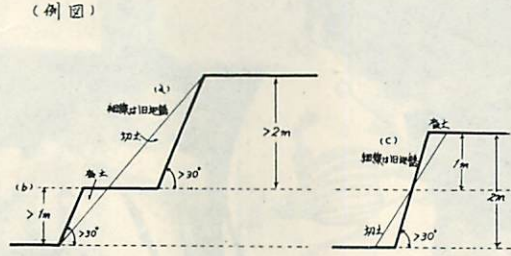
○ 高さに関係なく切土または盛土をする土地の面積が五〇〇平方メートル（二五二坪）をこえるもの。

このような場合は、個人で家を建てる場合であっても知事の許可を受けなければなりません。

## 〈住宅地造成事業に関する法律〉（事業法）

この法律は、三〇〇〇平方メートル（九〇七坪）以上の住宅地を造成する場合に適用され、必ず知事の認可を受けなければなりません。また、認可をうけて宅地を造

成しているものであっても、工事を完了検査を終えなければ建築はできません。



## 〈建築基準法〉

この法律は、家を建てる時に適用され、次のことに制限があります。

- 道路と敷地との関係  
敷地は道路（公道）側、道

市道または、この法律で認められた道路に二メートル以上接していなければなりません。また認められていない場合は、「道の位置の指定申請」が必要です。

## ○用途地域

都市計画法の定めによる住宅地域、商業、工業地域および工業地域等に指定された地域は建築物の種類が制限されます。

## ○その他

道路法、都市計画法または土地区画整理法による新設、変更の事業計画のある道路で二年以内のその事業が行なわれる予定のものとして、特定行政庁が指定するものは建築が制限されます。

## 〈農地法〉

この法律は、農地を宅地等に変わる場合に適用されます。

## ○農地の種類

▽第一種農地……農業上確保し  
ておこうというもので転用は認

められない（純農地）  
▽第二種農地……都市化あるいは工業化されやすい条件にあるもので現況に応じ徐々に転用を認められる（土地区画整理区域等に接した地域）

▽第三種農地……農業上積極的に確保する必要がないもので、大部分が転用を認められる（土地区画整理事業区域内等）

## ○農地を購入する場合の問題点

農地にはいろいろ制限があります。その主なものは、権利の移転の制限ですが、この移転を可能にする方法として、次の二通りがあります。

## 1 「農地法五条の申請」による方法

一般に用いられている農地法第五条の転用許可申請で、農地を農地以外のものにするため権利を設定し、または、移転する場合に必要なものになります。また、農地転用が許可になったものについても申請人以外の者に販売したり、購入者が転売する場合にはもう一度農地転用の許可を受けなければなりません。

## 2 「現地目証明願い」による方法

登記簿上土地目が農地になっても現況が農地以外のものであれば、市農業委員会が農地以外の地目であることを証する証明書を交付します。

## 〈土地区画整理法〉

その証明書を法務局に提出し  
地目変更の登記をすると、農地法の適用をうけないので権利の移転、設定の登記は自由になります。

区画整理地区として決定をうけ換地処分が公告された土地については、換地処分による登記が終るまで、権利の移転、設定の登記はできません。ただし、売買については自由です。  
このように、宅地の法律がいろいろありますが、宅地と住宅のご相談がございましたら、市建築指導課へご相談下さい。

健康・文化的な生活環境  
**白鳥台ニュータウン分譲中!**  
ニュータウンの玄関口・崎守駅が開通  
●1区画平均260平方メートル  
●1平方メートル当り3,000円  
お問い合わせ 市役所蘭北台地開発事務所

# 愛の血液助け合い運動 献血協力者の表彰

最近、産業災害や交通事故の激増にと  
もない、血液の需要は、年々増高してお  
ります。

9月1日から1ヶ月間「愛の血液」助  
け合い運動月間として全国一斉に行なわ  
れましたが、この月間中献血推進に多大  
の功績があつた団体（13団体）と個人  
（2名）が、献血推進委員会から表彰さ  
れました。



表彰を受ける協力者

表彰者名（敬省略）

△団体名▽

○吉川工業株式会社

○株式会社栗林商会

○株式会社 ウス井

○室蘭市消防職員献血会

○日産プリンス道南販売株式会社

○北海道いすゞ自動車株式会社室  
蘭支店

○株式会社鉄原室蘭コークス工場  
室蘭支店

○室蘭製鉄化学工業株式会社

○檜島運輸労働組合

○室蘭通運株式会社

○北振運輸株式会社室蘭営業所

○金星ハイヤー株式会社

○室蘭東高校

△個人名▽

○祝津町 野口健次郎

○海岸町 細越 茂雄

○市福祉事務所で①引揚者特別交  
金、②戦没者の遺族に対する特別  
弔慰金、③旧軍人の加算恩給の申  
請を受けつけておられますので、次  
に該当される方で、まだ、申請手  
続きをされていない方は早めに申  
請して下さい。

## （引揚者特別交付金の申請）

○外地に昭和二十年八月十五日（  
終戦日）まで一年以上生活の本  
拠地を有した方

○外地に昭和二十年八月九日（ソ  
連参戦）まで一年以上生活の本  
拠地を有した方

○外地に終戦日まで引き続き一年  
以上生活の本拠地を有した方で  
日本に滞在中終戦によって、そ  
の生活の本拠を有していた外地

○昭和十六年十二月八日（大東亜

にもどれなかった方  
○南洋群島に昭和十八年十月一日  
まで引き続き一年以上生活の本拠  
を有していた方。

○以上各一項の該当者で、引揚前  
死亡者および引揚後死亡者の遺  
族の方（遺族請求の範囲は、配

戦争）以後死亡された軍人、軍  
属等の遺族の方で、公務扶助料  
遺族年金等を受けていた父母が  
昭和四十年三月三十一日以前の  
死亡により、現在、なにも受け  
ていない兄弟姉妹で、戦没者入  
隊当時同一生計にあつた方。

## 引揚者特別交付金など の申請を!!

偶者、子、父母、孫です）

○申請期限 昭和四十五年三月三  
十一日まで。

○支給額 三万円

○申請期限 昭和四十四年五月三  
十一日まで。

（戦没者の遺族に対する特別弔慰  
金の申請）

○昭和十六年十二月八日（大東亜

○外地で戦地加算により、実役年  
数と加算年数が、軍人十二年以

上、軍属十七年以上になる旧軍  
人、軍属の方。  
○申請期限 昭和四十四年九月三  
十日まで。

引揚者特別交付金国庫債券の  
買上償還をします

国庫債券の交付を受けておる方  
で買上償還を希望される方は、市  
福祉事務所社会課で相談下さい

○償還の対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②生活保護を受けていないが、  
生活保護を要する状態に陥る  
おそれのある方

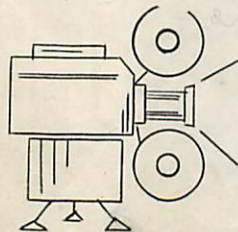
## 映写機のご利用を!!

○市民会館に35mmシネマスコープ映写機が設置され  
みなさんのご利用をお待ちしております。

○使用料 1時間 1,000円 お問い合わせ

○固定席 867席

市民会館 TEL 4-5164



### 老朽校舎の改築工事

老朽校舎を近代的な校舎に改築されております。

今年の学校づくり

- 水元小学校増築
- 天沢小学校改築
- 東明中学校増改築
- 鶴ヶ崎中学校改築

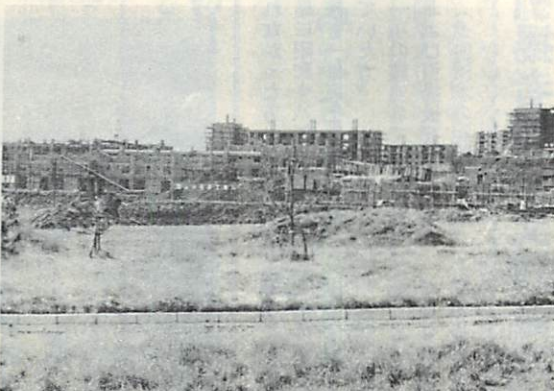


陣屋地区の工業用地造成  
陣屋地区工業用地造成のはか臨港道路（延長 309m、幅員20m）の工事が進められております。

### 火葬場移転改築工事

神代町に工費4000万円で火葬場の改築工事が進められております。

これが完成するとイタンキ、モトマリ火葬場は閉鎖されます。

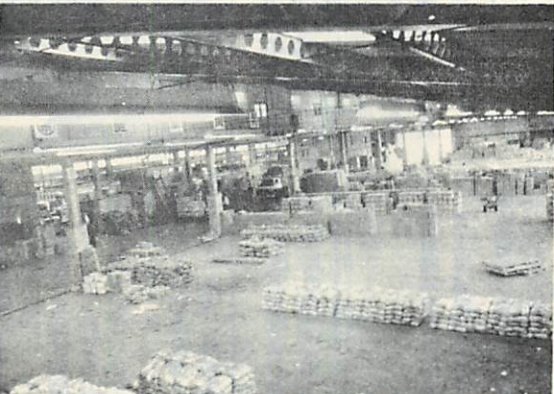


完成間近かい公営住宅  
12月上旬入居を旨として、ことしはじめて白鳥台ニュータウンに、1種、2種あわせて 184戸の公営住宅が建設東町に改良住宅80戸、天神町に特別低家賃住宅24戸の建設が進められております。

### 上水道第4期拡張事業

文化生活を測定するバロメーターともいわれる上水道の普及は年々増加しておりますが、みなさんの水を確保するため拡張事業が行なわれております。

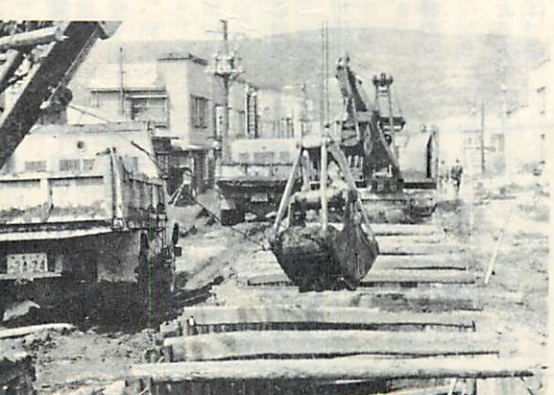
(写真は千才浄水場)



40万人の台所スタート  
待望の中央卸売市場が開場しました。  
(写真は青果物のせり場)

### 都市計画Ⅱ 1・10街路橋りよう架設工事

工費 4,280万円で橋りよう架設工事が進められております。



下水管布設工事  
蘭東排水区の下水管布設工事も順調に進められております。

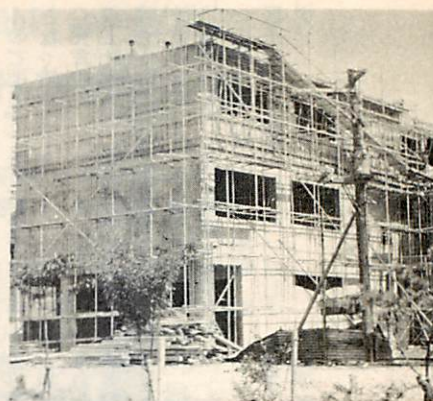
# 着々と進む市の建設事業

## ことしのおもな工事写真集

清潔で美しいまちに住むよるこびは、だれもが望むことであります。

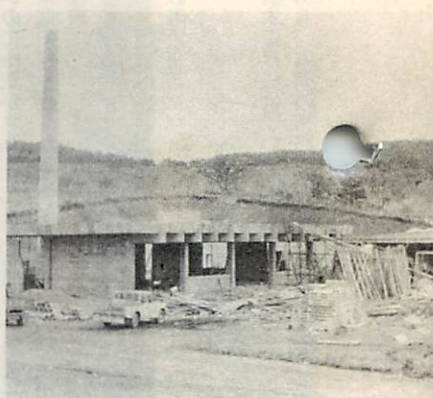
市では、みんなが幸福で快適な生活のできるまちをつくるため、総額約 111億円の超大型予算で「楽しく住みよいまち」づくりの事業が着々とすすめられています。

その主な工事は、市道の整備、上下水道の整備、小中学校の新改築、公営住宅の建設をはじめ、都市生活に休養と潤いを与える緑地公園の建設も進めています



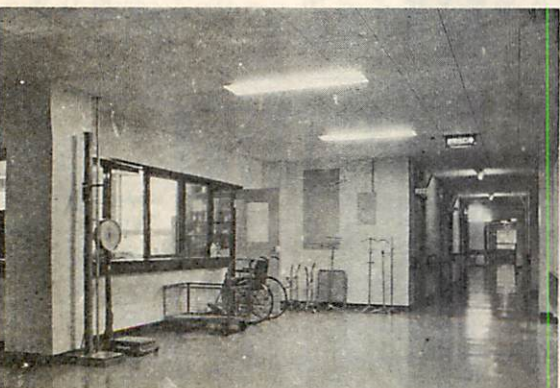
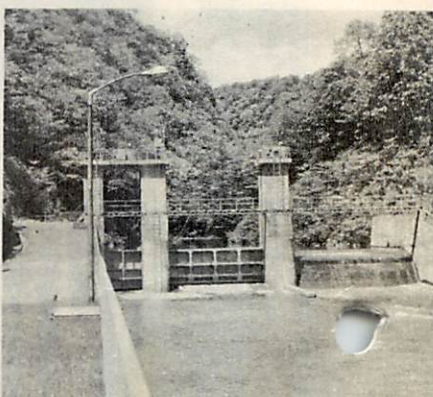
### 市道の整備すすむ

奥輪西通り線ほか22線の  
舗装（改良、新設）工事  
工費 1億4500万円  
（写真は幸町1号通り線  
道路舗装補修工事）



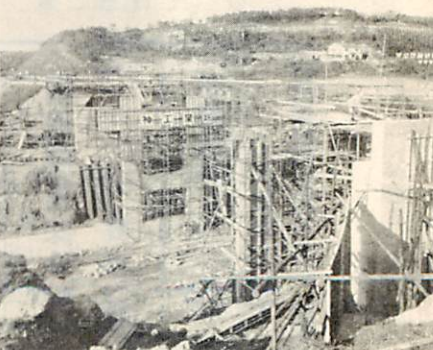
### 白鳥台ニュータウンの造成すすむ

急ピッチで白鳥台ニュー  
タウンの造成（43年度分造  
成面積20万9306平方メートル）が  
進んでいます。



### 市立室蘭総合病院の増改築工事完成

総工費 6億2550万円で、  
救急、ガン治療施設を充実  
その工事が完成しました。



## 児童用映画について

問い 読書の秋。どこの学校でも図書が貸し出しがさかんのようです。また、世界文学少年少女が、たくさん家庭の本だなに並んでいます。

二・三年前、文化センターで上映された「子鹿物語」のような良いものを年に一度でも上映していただきたい。読書きらいの子どもが映画を見ることによって、好きになったり、親と子の対話の場もより開け、自然の中から公德心や道徳心が生まれてくるものと思う。特に、低学年には、児童用映画を見るのがたいせつで、本で味わった感激と、心に残るものがあると思います。

(御前水町 市政モニター 三戸静江)

答え さきの「子鹿物語」は、市民劇場として上映したものです。

市民劇場は、教育委員会の主催する市民のための劇場ですから、企画、運営に当って市民のみならずのご要望、ご意見が貴重な資料となっています。

児童映画については、毎年一回以上計画いたしていますが、今年度も冬休み期間に実施する計画です。ご理解される良い映画を選びたいと思っていますので、学校、地区子供会を通じ、ご案内いたします。

その節には、お誘い合わせの上でご鑑賞くださいますようお願いしております。

なお、市民劇場は文化センターが、事務局となっていますので、映画のほか、音楽、舞踊、文化講演会などの企画について、ご意見ご要望をお寄せください。

(教育委員会・文化センター)

## 樹木保存について

問い 道内で初めての樹木保存法に基づく保護策が札幌で施行されたと、新聞紙上に報じられています。

は、残念ながらこの基準に該当する樹木はありません。しかし測量山、地球岬緑地、陣屋史蹟内にある樹木については、相当数が基準に該当しておりますが、これについては、それぞれの法に基づいてじゅうぶん留意し、保存に努めています。

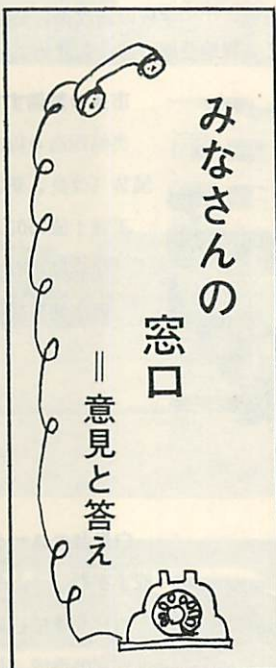
また、緑化については、本市自然保護対策の一つとして、街路樹植栽五か年計画をたて、市内全街路に植樹するよう、昭和四十二年から実施をすすめています。今後より一層、緑の住みよい健

(中島本町 市政モニター 石岡直志)

## みなさんの

### 窓口

#### 意見と答え



したが、当室蘭市でもその策をこころにする必要があると思います。

工業都市であるから、より多くの緑がなくてはならないのに、緑が少いのに驚かされます。

緑の木蔭で涼を得られるようなきれいな市に、少しずつなりと計画実行していただきたく、お願いします。

(高砂町 市政モニター 高畑和子)

答え 樹木保存法は、いろいろの基準があり、本市の街路樹として

ているが、これもいつのことやら。なお、現施設(小・中学校グラウンド)の整備、設備をすれば、じゅうぶんに各体育関係の活動の推進をすることができると思う。

また、野球場の使用料が、一日七千五百円では高すぎる。

(中島本町 市政モニター 石岡直志)

## 答え

ご要望の要旨は、体育施設をもっと充実せよとのこと。ただし、市民体育の振興と青少年の健全育成という見地から、本市の体育施設の現状を申し上げるならばご指摘のようにご不便をおかけしている面もあろうかと存じます。

このため、本市の第二次五か年計画では、市民のだれもがスポーツに親しみ、より健康的な生活が送れるようにと、総合体育館の建設をはじめ、市民グラウンド、公認陸上競技場、学校プール、海水浴場など体育施設の整備増強を図っています。このうち、学校プール(大和小)、海水浴場(電信浜・トッカリシヨ浜)は、すでに完成する施設も、ここ二・三年内には計画が完了する見込みです。

これらの施設が完成すれば、本市の体育施設も、かなり市民のご要望にこたえることができると思います。このほか、サッカー場は整備が終了し、すでに利用されています。また、野球場の料金は、一日二千五百円で利用できますので申し添えます。

(教育委員会 社会教育課)

## 選挙人名簿登録の

申し出をしましょう

12月1日まで

選挙人名簿の登録は、毎年三月、六月、九月、十二月に行なっておりますが、選挙人名簿に登録されなければ投票することができませんので、次の方は十二月一日までに登録の申し出をして下さい。

○申し出のできる方 市内に居住して満二〇才になられた方と市外から転入されてきた満二〇才以上の方。

○申し出の方法 本人または同居の親族の方で、選挙事務局、市民課および各支所 出張所備付の用紙に記入して下さい。

お問い合わせは、選挙事務局(二局一一一番、二局六七二三番)へどうぞ。

## 11月の納税

### 国民健康保険税

第四期

納期限は

30日までです

# みなさんの 窓口案内 (その1)

届出	持参するもの	備 考	届出	持参するもの	備 考
転入届 (他の市町村から室蘭市へ住所を移動した場合)	①印鑑 ②転出証明書 ③選挙人名簿登録に関する証明書 ④一般用米穀類購入通帳 ⑤国民健康保険被保険者証 ⑥国民年金手帳 ⑦国民年金証書 ⑧その他	室蘭市に転入した日から、14日以内に届出をしなければなりません 届出人の印鑑 前住地の市町村長が発行したものの転出証明書に証明してある場合は必要ありません。 本市に既存の世帯と同居する場合は、その世帯の通帳を持参ください。 国民健康保険加入者のみ 国民年金加入者のみ 国民年金・老令・障害・母子の福祉年金などを受けている世帯のみ ※室蘭市における住所が未定の場合は転入届を受理いたしません。 ※転出証明書の有効期間は、配給簿に関しては発行の日から60日となっており、住民籍については特に定めはありませんが、本市の場合、住民籍についても配給簿同様60日として取り扱っております。	④国民年金手帳 ⑤国民年金証書 ⑥その他	国民年金加入者のみ 国民年金、老令、障害、母子の福祉年金などを受けている世帯のみ ※いままでは新旧両住所を所管する本庁または支所、出張所にそれぞれ届出が必要でしたが、本年10月からは旧住所を所管する本庁または支所出張所に届出をするだけで手続きをすませることができます。 ※転居先の住所が未定の場合は届出を受理いたしません。 ※家屋を新築した場合はまえもつてその区域を所管する本庁または支所出張所に申し出をし、新住所を設定してください。	
		転出しようとする人はあらかじめ届出をし、転出証明書の交付を受けなければなりません。 届出人の印鑑 米穀の配給を受けている世帯のみ 国民健康保険加入者のみ 国民年金加入者のみ ※転出予定地および転出予定日が未定のときは、転出証明書を交付しません。 ※転出証明書を汚損もしくは亡失した場合は、再交付の申請ができますが、転出予定地が最初の予定地と異なる場合は「未転入証明書」が必要です。	①届出 ②証明書の交付 ③その他	届出は住民登録をしている本庁ならびに支所、出張所で行ない、備付の印鑑登録申請書に記入のうえ、申請されますと、同時に印鑑登録証を交付します。 届出は原則として本人に限りませんが本人が申請手続きをできない場合は代理人でもかまいません。この場合委任状が必要です。 証明書の交付を受けようとするときは、申請の際交付された登録証を持参しなければなりません。 ※印鑑登録をしている方が住所を変更する場合は、印鑑登録証と登録してある印鑑を持参しその旨を申し出てください。 ※登録証を持参の方は、本人とみなし、証明書を交付しますので、保管には十分ご注意ください。	
転居届 (室蘭市内で住所を移動した場合)	①印鑑 ②一般用米穀類購入通帳 ③国民健康保険被保険者証	室蘭市内で住所を移動した場合は移動した日から14日以内に届出をしなければなりません。 届出人の印鑑 米穀の配給を受けている世帯のみ 国民健康保険加入者のみ	世帯変更届 ①印鑑 ②一般用米穀類購入通帳 ③国民健康保険被保険者証	属する世帯またはその世帯主に変更があつた者は、その変更があつた日から14日以内に、その氏名、変更があつた(事項および変更があつた年月日)を届出てください。 届出人の印鑑 米穀の配給を受けている世帯のみ 国民健康保険加入者のみ	

## 胃腸病(胃がん)

### 検診の受付

11月5日～30日

#### ▽検診対象者

○三十五才以上の方(ただし、胃腸病疾患のある方および既症のある方については年令の制限はありません)

○前回の検診で要精検者または経過観察者と認定された方については極力再検診をお勧めします

#### ▽検診手数料

○一般の方は、七八〇円  
○七〇才以上の高令者は、二六〇円

○前回の検診で要精検者または経過観察者と認定された方は  
三三〇円

#### ▽申し込み期間

11月5日～11月30日まで

#### ▽申し込み場所

市衛生課および支所、出張所にハガキ(住所・氏名・年令を明記)か電話(②一一一一)で申し込んでください。

#### ▽検診予定日

昭和44年3月中旬～下旬

※事業所等集団で申し込みを希望される場合は、市衛生課予防係へ直接連絡してください。

冬期間にねずみを駆除しよう！

## 全市ねずみ駆除運動

11月1日～1月31日

近年「ねずみ」による被害が増加しております。

みんな「ねずみ」を退治して清潔で健康な町をつくるために、全市ねずみ駆除運動にご協力ください。

▽期間 11月1日～1月31日

▽表彰 期間中に捕獲数の多い方に記念品を贈呈

※捕獲したねずみは、審査の対象になりますので、じん芥集収時に市の職員にお渡しください。  
(ねずみ駆除方法)

ねずみの駆除はなかなかむずかしく、すこし手をゆるめるとすぐふえてもとどってしまいますので、自信と根気強さが必要で、ねずみの駆除は、一軒だけ行な



でも、すぐに隣りのねずみが侵入してきますので、地区内のみならずがいつせいに力を合わせて駆除しなければ効果はあがりません。  
○米びつ、戸棚などの破損か所を修理し、ねずみの侵入をふさぐ  
○ねずみの通路附近に、金網かなどを仕掛ける。  
○ねずみの食堂をみつけ、毒えさを与える。

## 森田・田中の両氏を

### 人権擁護委員に委嘱

六月十四日で任期満了の本市人権擁護委員森田行拓、田中秀雄の両氏が再び人権擁護委員に委嘱されました。

なお、本市の人権擁護委員はつぎの六人の方々です。

▽森田行拓(宮の森町1-1-164)  
▽田中秀雄(海岸町3)

▽山本松男(幸町3-13-10)  
▽工藤喜八(本輪西町2-2-9)  
▽工藤藤十郎(港南町2-2-18)  
▽臼井富士子(港南町1-19-6)

※人権問題でお困りの方は、近くの人権擁護委員、または札幌法務局室蘭支局②4048でお気軽にご相談ください。



## 昭和44年度 新入学児童の調査を

市教育委員会では、明年4月に入学される児童数を把握するため新入学児童の調査を行なっております。また、この調査票を提出されていない方は、市支所、出張所各小学校、教育委員会備付の調査票に記入して忘れずに提出してください。

○明年4月に入学されるお子さんは、昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた児童、  
○入学受付については、後日、新聞、ラジオ、テレビ等によってお知らせいたします。

## また受診されていない方へ 三才児一斉検診

九月に三才児の一斉検診を行ないましたが、都合で受診できなかった方のために、第二次検診を行います。

三才児の健康状態および知能発達状態が正常であるかどうかは、将来のお子さんの発育に大きな影響をもたらしますので、必ず検診を受けて、よい子に育てるようにしましょう。

◎対象者 昭和39年9月1日から昭和40年8月31日までの出生児で、九月の一斉検診を受けなかった方

## 結婚まえに健康診断を受けましょう。

○毎週第3月曜日 9時～12時  
○場所 保健所  
○検診料 無料

みんなが、明るくしあわせな家庭生活を営むためには、なんといっても健康でなければなりません。

法律でも定められておりますが、性病は社会病ともいわれ、その苦しみは、単に本人ばかりでなく、生まれてくる赤ちゃんはもとよりひいては子孫にも影響を及ぼす恐ろしい病気です。

「自分は大丈夫」と思っても、健康かどうかは診断を受けてみなければわかりません。近く結婚を予定されている方また妊娠された方はぜひ検診を受けましょう。

## あたたかい贈物

(10月19日現在)

(敬称略)

◎検診の内容 問診、体重、胸囲  
医師診察、母親のレントゲン撮影、その他  
◎持参するもの 母子手帳  
◎検診料 無料  
◎日程 (受付12時半～15時まで)  
▽12月11日(水) 室蘭保健所  
▽12月12日(木) 輪西市民会館  
▽12月13日(金) 中島支所

※もよりの会場で受診してください。

## 市の執務時間変更

11月1日から

市役所の一般執務時間が、11月1日から翌年3月31日までの間、つぎのように変わりました。  
▽平日 午前9時～午後5時まで  
(正午～45分まで休憩)  
▽土曜日 午前9時～正午まで

▽御前水町2-19 岩尾正治郎(衣類10点) ▽室蘭業業組合代表高橋清造(救急箱5・水まくら5) ▽港北町3 天照教会(酒肴品) ▽中央町2-8-15 徳永 栄(五千円洋品)  
▽宮の森町4-2-8 室蘭めぐみ幼稚園 代表戸野 豊(一万円) ▽本輪西町3-3-1 阿部昭雄(雑誌10冊)  
ピンクの羽根募金運動  
四三万余円あつまる  
肢体不自由の子供たちのためにみなさんのご協力をいただきました  
ピンクの羽根募金で、四三〇、四〇一円があつまりました。